

こども・若者相談センターの概要

概略

こどもから若者までのあらゆる相談に対応するため、平成31年4月から各種専門相談員を配置した相談センターをiプラザ内に開設しました。

事業内容・対象

こども・若者相談センターでは、「児童虐待防止事業」「女性相談事業」、中学校卒業以降の若者とその家族を対象とした「こども・若者相談事業」を行っています。

- ・来庁での相談、電話での相談に応じていきます 【センター代表 0538-37-2018】
→ 児童虐待に関する連絡・通告もセンター代表番号へお願いします
- ・電話相談は各相談事業に専用の相談ダイヤルを設け、相談員が対応します

○児童虐待防止事業 【こども相談ダイヤル 0538-35-4317】

児童虐待防止対策・虐待事案への対応、措置解除後の継続的なソーシャルワーク（国が市町に設置を求めている“市区町村子ども家庭総合支援拠点”の機能を満たす）

○女性相談事業 【女性相談ダイヤル 0538-37-4844】

DVの相談対応・支援、女性からの相談全般（主に離婚・家族関係）への対応

○こども・若者相談事業 【若者相談ダイヤル 0538-37-2752】

主に中学校卒業以降の若者世代とその家族を対象に、主にひきこもり・ニートの方やその家族の方からの相談への対応

職員体制

教員・保健師・保育士などの有資格者、相談業務経験のある相談員が対応します

【正規職員 5名】

- | | | | |
|--------|----|------|----|
| ○センター長 | 1名 | ○事務員 | 2名 |
| ○教員 | 1名 | ○保健師 | 1名 |

【嘱託職員（相談員）5名】

- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ○家庭児童相談員 | 1名 | ○女性相談員 | 1名 |
| ○子ども家庭支援員 | 1名 | ○こども・若者相談員 | 2名 |

効果

- 子どもの年齢を問わず、親が子どもに関する相談をする先が明確
- 中学校卒業後の若者世代に関する相談先が明確
- 児童虐待・DV・ひきこもり・ニートなどの要因が絡み合った複雑なケースに対し垣根を作らず一体的に対応

令和元年度実績

- 児童虐待関係（要保護児童対策協議会管理数） 74件
- 女性相談 535件
- 若者相談 74件
- こども相談ダイヤル 188件

磐田サポートハウスほっと活用状況

【実施事業一覧】

- ①ひきこもり・不登校等相談会（月一回の新規相談者向け相談会）
- ②ひきこもり・不登校等家族会（既に相談済のご家族を対象とした交流会）
- ③不登校児の居場所事業 ※学校教育課との共同事業

【実施事業詳細】

- ①ひきこもり・不登校（高校生以上）等相談会
内容：相談機会を提供し、新規相談者の掘り起こしを図る
月一回開催（平日 10：00～16：00）
周知方法：広報いわた及び市ホームページ
実績：6月2名 7月2名 8月1名 9月2名
- ②ひきこもり・不登校（高校生以上）等家族会
内容：ご家族が気持ちを共有できる場を提供し、心の負担軽減を図る
月一回開催（土曜または平日 2時間程度）
周知方法：若者相談のご家族に個別に周知
実績：9月4名 10月4名予定
- ③不登校（中学生以下）児の居場所事業
内容：スクールソーシャルワーカー（以下 s s w）の相談対応
不登校児への“最初の外出先”の提供
月二回程度（平日 10：00～16：00）
周知方法：中学校及び小学校から不登校児がいるご家庭に開催を周知
実績：9/11 0名、9/18 1名（母親が s s wに相談）

【今後の予定】

- ・上記①～③の継続実施
- ・常時対応中の若者相談の相談場所としての利用
- ・対象者を限定した相談会

【他課による利用】

- ・高齢者支援課：認知症家族会
（実績：7月2名 9月1名）
- ・学校教育課（あすなろ）：訪問支援員による学習支援
（実績：7月2回 8月2回 9月3回 全7回で延べ15名）